

大阪市条例第52号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の
特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手
当に関する条例（令和2年大阪市条例第45号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。